

第 22 回 CDM 理事会 報告

地球環境ユニット

専門研究員 伊藤葉子

第 22 回 CDM 理事会会合が、気候変動枠組条約第 11 回締約国会議（COP11）及び京都議定書第 1 回締約国会合（COP/MOP1、モントリオール）にあわせ 11 月 23 日～25 日に開催された。日本からは、藤富正晴氏（（財）日本エネルギー経済研究所常務理事・アジア太平洋エネルギー研究センター所長）が理事代理として出席した¹。

今次理事会会合では、長く検討案件となっていた炭層・炭鉱メタンの回収・破壊に関する統合方法論が承認されたほか、植林・再植林 CDM の方法論についても初めて承認がなされる等、画期的な進展があった。また、方法論の技術的論点等について横断的検討がなされ、ルール of 明確化が行われた。CDM の運営体制面においては、CDM プロジェクトの登録審査体制に関する検討が進められた結果、「登録チーム」を設立し体制強化を図ることが決定された。

他方で、炭素隔離・貯留（Carbon Capture & Storage, CCS）プロジェクトや、政策 CDM²の是非については、理事会内部のコンセンサスが成立せず、COP/MOP のガイダンスを要請する旨、決定された。これらの扱いについては多くのステークホルダーが関心を寄せているが、CDM 理事会としての具体的な判断が見送られたことにより、こうしたプロジェクトの促進が阻害される恐れもあり、今後の動向が注目される。

次回 CDM 理事会会合は、2006 年 2 月 22 日～24 日にボンにて開催される予定である。

1. 運営組織の信任関連

第 19 回信任パネル会合（11 月 11 日～12 日開催）の結果等に基づき、第 9 次進捗報告が CDM 理事会に提出された。これに基づき下記の検討が行われた。

1-1. 運営組織の信任³

信任パネルによる運営組織申請者（AE, applicant entity）の信任勧告につき検討が行われ、下表の通り信任が了承された。このうち、韓国の KEMCO に対する有効化段階の信任により、非附属書 I 国から初の指定運営組織が誕生した。

¹ パネル、ワーキング・グループのメンバーとして日本から、方法論パネルに山口建一郎氏（（株）三菱総合研究所）、信任パネルに大坪孝至氏（（財）日本適合性認定協会）、小規模 CDM ワーキング・グループに山田和人氏（（株）パシフィックコンサルタンツ）が参加している。

² 途上国の政府あるいは地方自治体等において、温室効果ガス排出に影響を与える法規制の策定、施行、施行強化等を CDM プロジェクトとして実施する考え方。

³ 運営組織は、CDM プロジェクトの実務上の審査機関であり、その信任及び指定は、有効化審査（validation）と検証/認証（verification/certification）の 2 つの段階（フェーズ）に分けて行われる。当該組織の専門性に応じて、セクタースコープ（DOE が業務を実施できる専門部門）が認定される（Procedure for accrediting operational entities by the Executive Board of the clean development mechanism (CDM)）。また、セクタースコープ（下記注 6）は、5 つのグループに分類されている。

表 1-1-1：有効化審査段階の信任

組織名	セクタースコープ ⁴
TÜV Industrie Service GmbH TÜV SÜD GRUPPE（ドイツ）	4～7、10～12
Japan Consulting Institute (JCI、日本プラント協会）（日本）	1、2
The Korea Energy Management Corporation (KEMCO）（韓国）＊	1

（＊は新たに信任を受けた組織）

表 1-1-2：認証・検証段階の信任

組織名	セクタースコープ
SGS UK（イギリス）	1～7、10～13、15

1－2．信任審査プロセスに関する検討（立会い審査の対象プロジェクト）

前回理事会会合では、現行規定をふまえて、運営組織の段階的信任に関するルールについて合意がなされた（下記①～③）。今次会合では、AE の立会い審査における小規模プロジェクトの扱いに関し、信任パネルから勧告が行われたことに基づき、理事会により追加的な合意がなされた（下記④、⑤）：

- ① 認証・検証段階の信任を有効化審査段階の信任に先立ち行うことを可能とする；
- ② 認証・検証段階単独の信任を行うことを可能とする；
- ③ 有効化審査段階または認証・検証段階で信任を受けた対象スコープの適用について、どちらか一方の信任を受けた同一のセクタースコープ（グループ）について、当該セクタースコープ（グループ）の他方の段階の信任を自動的に受ける（以下、自動信任と呼称）；
- ④ 有効化審査段階または認証・検証段階の信任を受ける場合、それぞれの段階について、最低 1 件は、通常規模プロジェクトの立会い審査に基づく信任を受けていることを条件として、自動信任を適用する；
- ⑤ 他方、小規模プロジェクトの場合には、信任対象として申請を行った方の段階のセクタースコープ（グループ）のみの信任しか受けることができず（すなわち自動信任がなされない）、④の条件を満たした際に、改めて小規模プロジェクトをベースに信任されたセクターにつき、他方の段階の自動信任が認められる。

1－3．DOE の業務境界

（1）PDD の改訂回数

AE の審査過程において、AE とプロジェクト参加者の間で行われた明確化要請に基づき

⁴ 1 エネルギー産業、2 エネルギー輸送、3 エネルギー需要、4 製造業、5 化学工業、6 建設、7 運輸、8 鉱業、9 金属工業、10 燃料からの漏洩、11HFC 等の漏洩、12 溶剤使用、13 廃棄物処理・処分、14 新規植林・再植林、15 農業

PDD の改訂がプロジェクト参加者により数回にわたり行われ、このことが、AE によるアドバイスの提供及び/又はコンサルティングの実施に等しい効果を持つ懸念のあることが信任パネルにより報告された。

信任パネルは、DOE による PDD 審査に際し行われる PDD の改訂回数につきガイダンス及び/又は明確化の必要性、及び具体的対策について CDM 理事会にて検討することを要請する旨、勧告を行っていた。

今次理事会会合にて、本件に関する検討が行われたところ、PDD の改訂頻度は方法論の改訂等にも左右されること、改訂は本来プロジェクト参加者の裁量で決められるべきとの考え方や、制限を設定した場合にも遵守をモニタリングすることが困難であるといった見解が示された。このため、PDD の改訂回数の上限設定は、本件の解決策として必ずしも適当ではないとの判断により、今次理事会会合では具体的対策は討議されなかった。今後、DOE/AE フォーラム⁵による見解等も得ることとし、その後に検討課題とすることが合意された。

（２）逸脱可能性の指摘義務

プロジェクトの登録後に、モニタリングの実施方法に関し、方法論に規定されるものとは異なる手法の使用が見込まれる場合がある⁶。このような可能性のある場合などの有効化審査段階において DOE がプロジェクト参加者に対し注意を喚起する義務を有するか否かについて検討が行われた。結果として本件については、DOE にはそのような義務がないことが確認されたが、①プロジェクト参加者の責任においてそうした可能性につき PDD に明記すること、②DOE は、そうした対応が PDD 上適切に行われているかを審査することが求められる、とする見解が合意された。

なお、方法論の記述が不明確なためにプロジェクト実施段階で逸脱の可能性が生じると考えられる場合には、方法論を改善する必要があるとの見解が示された。

1－4．DOE の宣伝情報

信任パネルより、DOE/AE が発行しているパンフレット等の宣伝情報（信任を受けている有効化、認証・検証段階、特定セクタースコープ（グループ））において、虚偽の情報や、誤解を招く情報が散見される旨、報告がなされた。CDM 理事会は、CDM 理事会の補助機関（“extended arm”）として DOE の十全性を監督する立場にあることをふまえつつ、DOE の業務にどの程度関与するべきかといった観点から議論が行われた。本件については、①当該 DOE/AE に対し、こうした情報を即刻撤去することを求めるとともに、②このような場合に CDM 理事会がとるべき措置等について、DOE/AE フォーラムからのインプットもふまえ信任パネルが勧告をまとめ、第 24 回 CDM 理事会（会期末定）にて検討することが合意された。

⁵ 第 14 回 CDM 理事会会合（2004 年 6 月 12～14 日）において、DOE/AE の業務強化のための方策に関する情報交換を行うことを目的として、UNFCCC 事務局が DOE/AE を対象とした会合を CDM 理事会会合の実施にあわせ開催することが決定された。第 1 回会合は 2004 年 12 月 10 日にブエノスアイレスで開催された。議長は Einer Telnes 氏（DNV）。

⁶ 方法論で規定されているモニタリング手法を実施したところ、データにバラツキが出るといったケースが考えられる。

1－5. DOE/AE との情報交換

DOE/AE フォーラム議長より、DOE/AE の視点に立った懸案事項が報告された。このうち、今次理事会会合の検討がなされなかった案件としては、①プロジェクトの登録及び有効化報告提出フォーム（F-CDM-REG）の簡素化⁷、②CDM 理事会及び信任パネルの補助に基づく新たな有効化・認証マニュアルの開発、③DOE が方法論の事前審査を行う場合の基準詳細の策定の必要性⁸、等があった⁹。

2. ベースライン及びモニタリング方法論に関する検討

第 18 回方法論パネル会合が開催され（10 月 17 日～19 日）、その報告に基づき以下の検討が行われた。なお、方法論パネルは、①従前の方法論審査に加え、②DOE による方法論に関する明確化要請、③DOE による逸脱要請（deviation request）（5－4.（1）参照）の検討にもあたっている。方法論パネル議長より、今後、これらに迅速に対処するための体制について検討が必要となる可能性につきコメントがあった。

2－1. 個別方法論の検討

2－1－1. 新規方法論の検討

（1）承認された方法論（A 判定）

- チリまたは他の国においてメリットオーダーディスパッチシステムがある場合の系統連系型再生可能エネルギー発電（NM0076-rev）

方法論パネルの勧告に基づき検討がなされ、適用条件の表記等に修正が加えられた上で承認が決定した。

本方法論では、追加性立証のうち投資分析について、「追加性証明ツール」の利用に加え、規制当局の設備計画に最適化モデルが用いられている場合には、当該モデルを用いた代替手法の利用を認める内容となっている。また、再生可能エネルギー発電プロジェクトに適用される従来の方法論（ACM0002）では、ベースラインの排出係数の算定に用いられるビルトマージン（BM）は、直近の発電プラントの建設実績に基づき算定が行われているところ、本方法論では、当該プロジェクトの実施により代替される発電プラントが明確である場合（ホスト国における設備計画（ディスパッチを行わなくなる発電プラントリスト）が明示される場合）には、これに依拠することを認める内容となっている。従来ホスト国において設備計画と実際の建設との間には相違が目立つことから、設備計画に基づきビルト

⁷ 当該フォームと、別途提出が求められる有効化審査報告書において、同様の記述が求められ重複作業となっていることが背景となっている。EB21 の決定により、DOE/AE フォーラムによる提案が求められている。

⁸ EB20 の決定により、新たに提出される方法論の事前審査を任意に DOE が実施することが可能とされた。

⁹ 今次会合での検討に引き続き、DOE/AE と CDM 理事会とのインタラクション会合（11 月 26 日、非公開）、合同ワークショップ（2006 年 2 月開催予定。DOE/AE、各パネル、WG、デスクレピュアー等が参加し、DOE/AE の信任に関する横断的イシューを検討）において検討。

マージンを算定することは認められていなかった。この度承認された方法論は、特定のホスト国の状況（チリの場合のように、計画の信頼性が高いケース）を勘案した方法論として、特定のホスト国での使用が想定されている。

- 無機化合物生産における化石燃料起源 CO₂ から再生可能起源 CO₂ への利用代替 (NM0115)

方法論パネルの勧告に基づき検討がなされ、承認された。代替される CO₂ の発生源として、他の無機化合物生産工程において副産品として発生する非再生可能起源の CO₂ に適用範囲を拡大する可能性について、方法論パネルにて検討することが要請された。

- 硝酸の生産工程から排出される N₂O の回収・破壊 (NM0111)

方法論パネルの勧告に基づき検討がなされ、承認された¹⁰。なお、硝酸起源の N₂O 排出に関連して当該方法論を含め 3 件の方法論が提出されていたが、他の方法論が A 判定に至っていない理由の概要について方法論パネル議長により報告がなされた。

(2) 条件付差し戻しとされた方法論 (B 判定)¹¹

NM0105、NM0117、NM0118、NM0123、NM0124 について特段議論がなされず、方法論パネルの勧告どおり B 判定とすることが決定された。

(3) 不承認とされた方法論 (C 判定)

NM0128 について特段議論がなされず、方法論パネルの勧告どおり不承認扱いとすることが決定された。

2-1-2. 統合方法論

- 炭層・炭鉱メタン方法論 (NM0066、NM0075、NM0093、NM0094、NM0102)

方法論パネルより、前回理事会会合での議論ならびに検討項目等をふまえ、リフォーマット版の作成が行われた。今次理事会会合にて更なる検討が重ねられたところ、下記の修正が加えられた上で承認が決定した。

- 適用条件において、CO₂ 及びその他のガス・液体の注入によるメタンガスの増進回収法 (enhanced recovery) が行われていないこと；
- 適用条件のすべてではなく、いずれかに該当する場合は認められないこと；
- 石炭の採掘が行われていない段階においては、CER の発行を行わないこと；
- 炭層メタンを天然ガスエネルギーとして利用し、既存のエネルギーを代替するプロジェクトにおいては、取得される CER に上限を設けること。上限は、従前の安全対策を目的として行われるメタン回収量として設定され、エネルギー代替量とはリンクさせないこと。

¹⁰ ただしリフォーマット版の作成は次回方法論パネル会合まで持ち越された。

¹¹ これらの方法論についてプロジェクト参加者は CDM 理事会が指定する内容につき、修正・補足が求められる（期限は 12 月 19 日）。

本方法論の議論においては、石炭生産に関わるプロジェクト活動に対し、CER の経済インセンティブを付与することによる影響（石炭生産の増大、メタン発生がより多く見込める炭鉱での生産活動の増大等）がその焦点となった。これまでに、CER の利益よりも、安全性の高い（メタン発生の低い）炭鉱で石炭生産を行うことの収益性が高く、こうしたインセンティブを誘発する可能性は極めて低いことが専門家の見解等として示されてきた。安全弁として、取得される CER に一定の割引率を設定することや、逆にリーケージ作用が深刻であると確認されない限り、その効果を見捨てるといった妥協案が方法論パネルから示された経緯があった。今次理事会会合では、炭層・炭鉱から回収されるメタンが石炭生産の開始以降に CER の発行が行われることを条件とするとの決定により、天然ガス代替として炭層・炭鉱メタンの回収及びエネルギー利用が行われ、且つ、CER が取得される事態（排出削減をもたらさない）の回避が図られた。

- **コンバインドサイクルへの転換（NM0070、NM0078-rev）**

方法論パネルの勧告どおり、承認された。

2-1-3. 承認済み方法論の改訂¹²等に関する検討

- **系統連系型再生可能エネルギー発電に関する統合方法論（ACM0002 ver4）**

ベースラインの排出係数を算定する際、対象となる系統境界について、下記方法論パネルの勧告内容が承認された：

- ① ホスト国の DNA による定義が存在する場合にはそれを用いること；
- ② それ以外の場合には、大規模国では地域ごとの系統を使用し、それ以外の国では国全体の系統を使用することとする。

なお、DNA が提示する系統境界の妥当性を CDM 理事会が審査することの是非について討議が行われたが、DNA に対し当該情報の提出及び公開を任意に求めることとされ、今後、方法論パネル及び理事会にて検討する方向性が示された。

- **LFG 回収契約がある場合の埋立処分場における LFG の追加的回収（AM0002 ver2）**

LFG の燃焼を行う際のフレアリング効率について、燃焼温度が効率指標となり得るのかについて明確化が求められていたところ、これを不可とすることが確認された。また、1 年未満を対象として認証を行うことの是非について、これを可とする柔軟な対応が合意された。

また、フレア中の排気ガスのメタン含有量がプロジェクト参加者により測定し得ない場合について、方法論パネルで検討を行うことが要請された。

- **コンポストによる有機廃棄物からの排出削減（AM0025 ver2）**

タイトル表記が不適切である旨、外部より指摘があり、変更が行われた¹³。本方法論は、

¹² 「承認済み方法論の改訂手続き」に基づき、改訂は CDM 理事会が合意した日付（実質的には理事会会合報告書が正式に公表された日付）より有効となる。以後 4 週間以内に登録申請を行ったプロジェクトについては、改訂前の方法論の使用が認められる。

埋立をコンポストで代替することによるメタンの排出削減をその内容としている。

- セメント生産における合成材料増加に関する統合方法論（ACM0005 ver2）

リーケージの算定式等の誤りにつき、修正が行われた。

- セメント生産における化石燃料の部分的代替（ACM0003）

方法論パネルからは、再生可能エネルギーへの転換のみに適用範囲を限定する旨勧告が出されていたところ、理事会会合にて、高熱を利用するセメント生産設備を用いて廃棄物処理が行われる慣行等の指摘があり、非再生可能エネルギーへの転換等も適用範囲に含まれる旨確認された。このため改訂は行われないことが合意された。

- バイオマス関連方法論（AM0004、AM0015）

前回会合にて、バイオマス残滓を利用した統合方法論が策定されたことを受け、AM0004 及び AM0015 は今次会合の報告の公表（11 月 28 日）をもって、無効化することが確認されたが¹⁴、承認方法論の改訂手続きに則り、無効化にされた日より改めて経過措置期間（4 週間）が適用されることとなった。

2-2. 方法論に関する横断的検討項目

（1）ライフサイクル分析の使用について

バイオディーゼルへの燃料代替プロジェクトに関する方法論 2 件（NM0082-rev、NM0129）においてライフサイクル分析が用いられていることを背景に、方法論パネルは、ライフサイクル分析を方法論に用いる場合には、算出に用いた算定式や前提条件を明確にすることを求めるガイダンスの策定を勧告した。今次理事会会合にて承認された。

（2）既存設備の機器寿命について

既存設備の更新による省エネプロジェクトにおいて、ベースラインの算定に際し設備寿命を勘案せず既存設備の効率が維持されるとの前提が置かれているケースが多く見られる旨、方法論パネルより報告があった。方法論パネルは、過去に策定されたガイダンス¹⁵をふまえ、ベースラインにおける機器寿命の設定に関しガイダンスを策定するよう CDM 理事会に勧告を行い、今次会合にて承認された。

本件は、途上国では、規格上の機器寿命に関わらず、長期にわたり当該設備を利用することが一般的であるといった実情等に鑑み、ケースごとの勘案が必要といった見解に基づき検討が行われた。

¹³ Avoided emissions from organic waste composting at landfill site（旧表記）から、Avoided emissions from organic waste through composting

¹⁴ 規定（上記注 12）では、無効化が決定した EB21 の日付が適用される場所、例外的に今次会合まで期限を延ばす措置が EB21 にて合意されていた。

¹⁵ EB8、ANX1

（３）サンプリングの使用

方法論においてサンプリングを用いる際に、保守性を確保し、不確実性に対処するためのガイダンス策定について、前回理事会会合に引き続き検討が行われた。前回会合では、ベースライン排出量、プロジェクト排出量を算定するために回帰分析を使用する際の基本的ルールとして、有意水準 95% で統計的に有意と見なされる独立変数を用いること等が合意された。今次会合では、下記につき方法論パネルより改めて勧告が行われたことを受け、承認がなされた：

- ① 有意水準 95% で予測区間を定量化すべきこと；
- ② その上で、ベースラインの算定には予測区間における 95% 優位水準の下限值、プロジェクト排出量の算定には同上限値を用いること。

（４）排出源の取捨選択

プロジェクトバウンダリーに含まれる排出源の取捨選択により、取得される CER が恣意的に増加されることを防止するためのガイダンスが方法論パネルにより勧告された。今次理事会会合で検討された結果、捨象されるプロジェクト排出量及び、捨象されるリーケージ排出量（正の場合のみカウント）の合計が、捨象されるベースライン排出量よりも少ないか等しくなること、とするガイダンスが合意された。

（５）オペレーティング・マージンとビルト・マージンの加重平均に関する検討

系統連系型発電プロジェクトの方法論におけるベースライン排出の排出係数の算定に用いられるオペレーティングマージン（OM）とビルトマージン（BM）の加重平均として、デフォルト（50：50）以外の加重平均を適用することについて、前回理事会会合に引き続き検討が重ねられた。今次会合では、専門家によるテクニカルペーパーをふまえ作成された方法論パネルの勧告に基づき、25：75 の範囲で逸脱を認めることが理事会により合意された。上限を 75 とする明確な根拠は示されていないものの、デフォルト値からの逸脱として妥当な値として合意されたものと考えられる。

OM、BM の加重平均の変更があり得る状況としては、①プロジェクトによる発電のタイミング（ピーク時以外に発電するプロジェクトでは OM 比率が高くなる）、②プロジェクトによる発電量の予測可能性（自然エネルギー等による断続的発電となる場合には OM 比率が高くなる）、③抑圧需要（電力不足が深刻である場合には BM 比率が高くなる）が挙げられ、他方、プロジェクトの発電規模によるデフォルト値への影響は考慮しないとするガイダンスが示された。

なお、OM・BM の算定について方法論パネルでは、①第 1 期目のクレジット期間（7 年間）においては、プロジェクトが影響をもたらす対象が 100%OM または 100%BM であることは想定し難いこと、②2 期目以降のクレジット期間以降においては BM への影響が圧倒的となると想定され、当該クレジット期間以降においては BM100%とすることが適当との見解が示されていたが¹⁶、CDM 理事会会合ではこれらの点についての議論は行われず、具体的方針は示されなかった。

¹⁶ MP18, ANX8

（６）排出削減のダブルカウント

バイオディーゼルへの代替やセメントの代替材料の使用に関する方法論等では、同一の財・サービスによる排出削減効果を生産者及び消費者の双方が申請することで、CER のダブルカウントが発生するケースが考えられる¹⁷。こうした問題につき、方法論パネルよりガイダンスを策定すべき旨、勧告が出された。対処法としては、①ホスト国の DNA がダブルカウントを防止すべく調整を行うこと、②同じくこれを DOE が行うこと、③先着順とすること、がオプションとして示された。

今次理事会会合にて議論が行われたところ、①、②については、DNA、DOE の証明負担が過大であり、国ごとでバラツキが出る可能性があること等の点につき見解が示された。その他、生産段階と消費段階のどちらが CER を獲得するかという点について、生産段階では、他の用途への流用が発生し得るため、実際の排出削減は消費段階で補足すべきとの指摘が出され、消費段階では、ダブルカウントについて対応が行われた具体例として英国、EU の排出量取引制度をふまえて消費サイドで捕捉することが望ましいとする考え方、他方で、モニタリングが困難である等のコメントが出された。

本件については、議論が十分に煮詰まっていないと判断され、(ア)ダブルカウントが発生すると考えられる状況及び、その回避のために取り得るオプションについて外部のコメントに付すこと、(イ)外部の専門家による技術的分析を実施すること、(ウ)これらをふまえた方法論パネルが勧告を作成することが合意された。

（７）国及び地域の政策の扱い

気候変動対策として導入されている直接的規制や、他の目的に導入されているが温室効果ガス排出に影響を及ぼす間接的規制を、これらの強制力（法制度として導入されているが施行が不十分な場合等）も含め、ベースラインの同定に際しどのように勘案するのか、また、こうした政策を導入しないインセンティブ（perverse incentive : CDM としての追加性を担保するために、こうした施策を導入しないインセンティブが働くこと）をいかに回避するか、といった論点について、これまでの検討に引き続き討議が行われた。本件は、その重要性が認識されつつも、CDM 理事会の未解決案件のひとつとなっており、今次会合においても具体的な合意が得られなかった。このため、これまでに採択されたガイダンス（強制力を有する政策の排出増減効果（L+、L-）、必ずしも強制力を有しない政策の排出増減効果（E+、E-）を区別し定義）¹⁸のうち、L+、L-については、ルール的一般化が困難であるとの判断ことから、こうした規制の状況はケースバイケースで検討されることとし、実質的にはL+、L-の定義を廃止することが合意された。

なお、家電の省エネ基準の導入を定めた政策の施行を CDM プロジェクトとする方法論（NM0072）¹⁹の扱いについては、今次理事会会合においても合意に至ることはなく、政策や

¹⁷ バイオディーゼルに関しては、これまでに 2 件の方法論（NM0082-rev、NM0129）が提出され、ダブルカウントについてはそれぞれ異なる対処法を示している。

¹⁸ EB16、Clarifications on the treatment of national and/or sectoral policies and regulations (paragraph 45 (e) of the CDM Modalities and Procedures) in determining a baseline scenario

¹⁹ ガーナをホスト国として、エアコンのエネルギー効率基準を規制として定めた場合に、そうでない場合と比較

基準を CDM プロジェクトとすることが可能かどうかといった点につき COP/MOP にガイダンスを求めることとなった。

（８）CO₂ 隔離・貯蔵に関する方法論

これまでに CO₂ の隔離・貯蔵（CCS）に関する初の方法論が方法論パネルに提出された²⁰。こうした方法論の CDM としての適格性について²¹、検討が行われたものの、今次会合においても理事会メンバーの合意が成立せず、COP/MOP のガイダンスに付することが決定された。

CCS プロジェクトを CDM として認めることについて、賛成論としては、CCS 技術の有用性について IPCC 報告書が出されたところであり、CDM としても促進されるべきとのコメントがあった。他方、慎重論としては、技術そのものの有用性とは別に、①マラケシュ合意上、CDM としての適格性が不明であること、②CCS プロジェクトを実施するためのモダリティが存在しない（CO₂ 削減の非永続性の観点から、排出源 CDM（温室効果ガス排出の reduction を対象）のモダリティを定めた Decision 17/CP.7 は適用されないと考えられ、他方、吸収源 CDM（温室効果ガスの removal を対象）のモダリティを定めた Decision 19/CP.9 はその対象を植林・再植林に限定）、③従って CDM 理事会のマンデイトを超越する、といった見解が示された。

（９）追加性証明ツールに関する確認事項

「追加性立証ツール」において、早期実施プロジェクト²²であるか否かを精査する“ステップ 0”について、2000 年 1 月 1 日以降に開始されたプロジェクトで、ステップ 0 の要求を満たさない（遡及クレジットの取得資格がないと判断される）場合の、当該プロジェクトの CDM としての適格性（登録以降のクレジット取得は可能とする解釈の是非）について、DOE より明確化要請がなされた。これについて、ステップ 0 は、遡及クレジットの獲得を意図する場合にのみ適用され、その他の場合においては、プロジェクトの開始日に関わらず、ステップ 0 の適用は不要（登録以降のクレジット取得は可能）である旨、確認された。

また、ステップ 0 において、CDM としての検討がなされたことの立証に求められる情報は、温暖化対策として当該プロジェクトの実施の検討が行われたことを確認するために要求されることが確認された。提出される書類としては、企業の会議録や、組織内で交わされた文書等が利用可能とされ、こうした文書の秘匿性を勘案し、上記立証に用いられる書類が第三者に開示されていることを求める現行規定を訂正することが合意された。

し回避可能な GHGs 排出を削減クレジットとして算出するプロジェクトが示されている。

²⁰ 審査手続きに入っておらず非公開。

²¹ CCS について、気候変動枠組条約（1994 年）、京都議定書（1997 年）マラケシュ合意（2001 年）は、技術移転等に触れているものの、当該技術の適用によって隔離・貯蔵される CO₂ を温室効果ガス削減分として認めるのかについては記述がない。また、インベントリーに関する IPCC ガイドライン（1996 年、改訂）においても直接的な記述はなく、従って、炭素隔離に関しては明確なルール化が行われていないと解釈される。（出所：温暖化対策における二酸化炭素隔離技術の政策的位置付けに関する調査研究、平成 14 年 3 月、新エネルギー・産業技術総合開発機構）

²² ①Decision 17/CP.7, 13 マラケシュ合意採択以前に実施されたプロジェクトについて、プロジェクト開始が 2000 年以降であるものについては、期限までに登録申請を行えばクレジットの獲得が可能とされた。②Decision 18/CP.9, 1.(c) マラケシュ合意採択以降に実施されたプロジェクトについても、プロジェクト開始が 2000 年以降であるものについては、期限までに登録申請を行えば早期実施に対応したクレジットの獲得が可能とされた。

（１０）その他検討中の課題

方法論パネルにて、①水力発電貯水域におけるメタン排出の扱い、②モニタリング手法に関する諸論点（不確実性、キャリブレーション等）につき、検討作業を継続中である旨、方法論パネル議長より報告がなされた。また、今次会合での言及はなかったが、③ベースラインシナリオの選定ツールの開発、④異なるプロジェクトの要素を含む方法論の扱い等についても、方法論パネルにて検討を行うことがこれまでに要請されている。

２－３．新方法論の提出手続きの改訂

現行の規定では、新たに提出される方法論は、事務局による登録申請料の実際の振り込みの確認がなされた上で、方法論パネル内担当者による事前審査（pre-assessment）が行われる手続きとなっていた。今次会合にて本手続きの改訂が合意され、提出された方法論の審査は、支払い証明の受領のみをもって開始されることとなった²³。これにより、方法論の審査プロセス開始の迅速化が図られる。

３．植林・再植林 CDM

今次会合では、第 6 回植林・再植林ワーキング・グループ会合（10 月 31 日～11 月 2 日開催）の検討結果等をふまえ、下記について討議が行われた。

３－１．個別方法論の検討

（１）承認された方法論（A 判定）

● 森林減衰地における再植林（ARNM0010）

AR ワーキング・グループの勧告に基づき検討が行われ、モニタリングに関する記述に修正を加えた上で承認することが決定された。これにより、植林・再植林 CDM の初の方法論が策定された。

（２）条件付差し戻しとされた方法論（B 判定）²⁴

ARNM0007 について、AR ワーキング・グループの勧告通り、B 判定とすることが合意された。ただし、本方法論については改善作業が順調に進められており、次回ワーキング・グループ会合においては承認勧告が出される見込みである旨、ワーキング・グループ議長よりコメントがあった。また、今次会合で承認となった上記 ARNM0010 との共通項が多いことから、今後これら方法論の統合化が行われる可能性もある、との見方が示された。

²³ Revised procedures for submission and consideration of a proposed new methodology (version 9)

²⁴ プロジェクト参加者は CDM 理事会が指定する内容につき、修正・補足が求められる（期限は 12 月 19 日）。

3-2. 植林・再植林 CDM に関する横断的検討項目

(1) 植林・再植林 CDM の土地適格性証明

AR ワーキング・グループにより、植林・再植林 CDM としての土地適格性を評価するための手順につき勧告が行われ、理事会での検討を反映した上で承認が行われた。当該手順では、①プロジェクト開始時においてプロジェクト実施対象の土地が森林でないことの立証、②新規植林の場合、50 年間森林の国家基準（面積、樹冠率、樹高）を下回っていること、再植林の場合、1989 年末の時点で森林の国家基準を下回っていることの証明が求められる。これらの立証のために提出が求められる検証可能な情報は、空中・衛星写真や地籍図等が入手できない場合には、書面による住民の証言（Participatory Rural Appraisal, PRA に依拠）等を利用することが認められている。

なお当該手順は、AR プロジェクトの PDD 記載の一環として義務付けられる。

(2) プロジェクト実施以前の GHG 排出量とリーケージの考え方

植林・再植林の CDM プロジェクトの実施以前に排出されていた温室効果ガス（例：プロジェクト実施地において放牧が行われていた家畜から発生するメタン等）の扱いについて、今次理事会会合にて検討が行われた。本件は、第 20 回理事会会合において、AR プロジェクトの実施によりもたらされるリーケージ等の扱いについて AR ワーキング・グループにて検討を行うよう CDM 理事会より要請があったことを背景としている。

今次理事会会合では、AR ワーキング・グループの勧告に基づき、①プロジェクト実施以前から排出が増大する場合は、純増加分を算入すること、②プロジェクト実施以前から排出が増大しない（あるいは減少する）場合には算入しないことが明確化された。

他方、プロジェクトバウンダリー外において炭素蓄積の減少をもたらす（上記の例では、プロジェクト実施地で行われていた家畜の放牧の移転が行われ、移転先で森林の伐採が行われる）場合には、炭素蓄積の減少分をリーケージとして算入することが確認された。また、エネルギー源として利用される薪（非再生バイオマスのみ考慮）の回収行為について、これをリーケージとして勘案する際のルールについても合意がなされた。

これらの検討に際し理事会メンバーより、プロジェクト実施前の排出と、ベースライン排出との関連について明確化が求められたところ、AR プロジェクトにおいては、ベースラインは炭素蓄積の増減を対象とするものであり、プロジェクト実施地で発生する温室効果ガスの排出及び／又は削減は AR プロジェクトのベースライン排出とは関連付けがなされないこと、ただし代替の牧草地の確保等によるリーケージについてはこれを勘案する必要がある旨、確認が行われた。

(3) t CER、l CER の各純吸収量の算出方法

AR ワーキング・グループからの勧告について、特段の議論なく承認がなされた。

(4) 再生可能バイオマスの定義

これまでに、再生可能なバイオマスの定義やそれに関する方法論について、方法論パネル、植林・再植林ワーキング・グループ及び小規模 CDM ワーキング・グループが合同で検討を

行ってきた。今次理事会会合において、AR ワーキング・グループによる勧告に基づき議論が行われたところ、植生種の構成を維持・改善するとの要件に関して小規模プロジェクト実施者にとっての負担が過大であり、より一般化された書きぶりが望ましいとする意見と、より具体的なガイダンスが必要とする見解も出され、合意に至らなかった。今次会合での検討内容を反映しつつ、AR ワーキング・グループ及び小規模 CDM ワーキング・グループで再検討を行うことが合意された。

3-4. 植林・再植林 CDM に関するその他の合意事項

(1) フォームの作成及び改訂

- ベースライン及びモニタリング方法論提出フォームを、ベースラインとモニタリングを統合する形で改訂 (CDM-AR-NM) することが AR ワーキング・グループにより勧告され、理事会により承認された。
- 机上審査担当者による勧告フォーム (主担当・副担当) 及び、AR ワーキング・グループから CDM 理事会に対する勧告の際に使用するフォーム (F-CDM-AR-NMwg) の改訂が承認された。

(2) 小規模植林・再植林 CDM の簡便化方法論²⁵

「小規模植林・再植林 CDM の簡便化方法論」について、これまでの検討及びパブリックコメント (7 月 12 日～8 月 8 日) 等に基づき検討作業が進められた。今次会合にて、AR ワーキング・グループによる最終文書が承認された。

4. 小規模 CDM²⁶

4-1. 小規模方法論の改訂手続き

小規模 CDM の方法論で用いられる「小規模 CDM 簡便化方法論」²⁷の改訂が行われる場合の規定について、今次理事会会合で検討が行われた。この結果、これまでに策定された通常規模 CDM 方法論の改訂手続き²⁸を踏襲し、「小規模 CDM 簡便化方法論」中の方法論の改訂においても、4 週間の経過措置期間 (改訂前の方法論を用いて登録申請を行うことができる期間) を設けることが合意された²⁹。

²⁵ 第 10 回京都議定書締約国会議 (COP10) の決定を受け、第 18 回 CDM 理事会会合において、当該方法論の検討を開始するよう AR ワーキング・グループに対し要請が行われた。当該方法論は、COP/MOP1 で勧告することが求められている。

²⁶ 小規模プロジェクトとしての主な適用条件は、マラケシュ合意が規定する上限値 (プロジェクトのタイプ別に 3 基準) を満たすこと、及びプロジェクトの実施障壁の 1 つを示すことによる追加性立証が可能であること、バンドリングが適正であること等。

²⁷ Simplified modalities and procedures for small-scale CDM project activities, Appendix B

²⁸ Procedures for the revision of an approved baseline or monitoring methodology by the Executive Board (version 2)

²⁹ 本規定は「小規模 CDM 簡便化方法論」中の一般的ガイダンスに反映される。

4－2．非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの代替プロジェクト方法論に関する検討

前回理事会会合にて、非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの代替を行うプロジェクト活動について、当該方法論の対象から除外し、無効とすることが決定された。この決定は、これまでの理事会会合にて、植林・再植林以外のプロジェクト活動による炭素蓄積量の変化についてはクレジットの発行対象としない旨合意がされたことを背景に、本決定との整合性を図ることを目的としてなされた。このようなプロジェクト活動については、別途方法論を策定するよう小規模 CDM ワーキング・グループに対し要請がなされ、現在、当該プロジェクト活動の排出削減算定方法についてパブリックコメントの受付が行われている（10 月 28 日～12 月 5 日）。小規模 CDM ワーキング・グループ議長より、パブリックコメント受付期限以降、ワーキング・グループにて検討が加えられる旨、報告がなされ、理事会より、優先的に対応を行うことが要請された。

本件に関する議論においては、当該方法論の無効化により影響を受けるプロジェクトが数多く存在することから、本方法論の扱いについて、代替する方法論が策定されるまでは、当該方法論を有効とするべきとの主張が一部の理事会メンバーから行われた。他方、本方法論によりクレームされる排出削減の実効性が脆弱であり、温暖化対策としての逆効果が見込まれるとの考え方から強い反発が示され、議論が紛糾した。また、当該方法論を用いた例として、かまどの燃料を薪炭から落ち木に転換するプロジェクト等があり、農村地域等での実施が見込まれていたことから、当該方法論を無効とする決定に対し多くのステークホルダーが反発を示している。こうした議論に鑑み、当該方法論の無効化期限の延期等についても検討が行われたところ、経過措置期間（上記 4－1.）も含めた上で、2005 年 12 月 26 日を最終期限とすることが合意された³⁰。

5．プロジェクトの登録関連

5－1．プロジェクト案件の CDM 登録及びレビュー

前回会合にて、これまでに登録申請が行われていたプロジェクト 1 件（Nubarashen Landfill Gas Capture and Power Generation Project in Yerevan, #0069³¹）について、レビューを実施することが決定された³²。レビューの内容は、①環境アセスメントに関する情報の追加、②プロジェクトバウンダリーの定義の明確化、③PDD の記入上の問題点の是正、の 3 点とされた。これらについてのプロジェクト参加者及び DOE からの回答、及びレビューチームによる審査に基づき今次理事会会合で検討（非公開）がなされた結果、当該案件の登録が決定された。

³⁰ 本来の期限は、前回会合での無効化が決定した時点であるところ、例外的に EB22 の終了までとされていた。今次会合の結果、EB22 の公式レポートが出される 11 月 28 日に 4 週間の経過措置期間が適用される。

³¹ 埋立地から発生するメタンガスを回収・燃焼するプロジェクト。我が国より清水建設（株）、北海道電力（株）、三井物産（株）が参加している。また、有効化を行う DOE は JQA となっている。

³² プロジェクトの CDM 登録申請後、8 週間（小規模 CDM は 4 週間）の自動登録期限以内に CDM 理事会メンバー 3 名以上の要請が出された場合等に、レビューの実施如何の検討が行われる（Decision 17/CP.7, 41）。

5－2．登録審査体制の強化に関する検討

登録申請がなされたプロジェクトの評価（appraisal）³³に基づく登録審査体制のあり方について、これまでの議論に引き続き検討が行われた。今次会合では、「登録チーム（registration team, EB-RB）」の設立について議論が行われた結果、合意が成立した。これに伴い、登録手続きを定めた現行規定を改訂することが合意された³⁴。

本件については、登録審査を理事及び理事代理が直接行っている現行体制を改変し、外部の専門家を起用するとの考え方について、これまでに合意が成立していた。他方、新たな専門機関を設置することについては慎重論が多く、登録承認またはレビュー実施を決定する権限は CDM 理事会に付されている原則をふまえつつ、登録審査の効率的な補助を得ることが議論の焦点となった。「登録チーム」に関する主な合意事項は下記のとおり：

- 6名の固定メンバー（専門家を公募により選任）及び議長より構成し、プロジェクトの登録申請が提出された時点で、分野別の方法論の専門家をロスターから選出する；
- 登録審査案件 10 件ごとに CDM 理事会理事及び理事代理（ランダムに選任）が 1 名ずつ交代で議長を務め、体制の監督にあたる；
- Appraisal は、「登録チーム」メンバー 1 名の主担当、方法論専門家 1 名の副担当が以下の手順により行う：
 - ① 副担当は、通常規模プロジェクトについては 15 日以内、小規模プロジェクトについては 10 日以内に、appraisal フォーム（F-CDM-REGappr）の記入を行い、主担当に提出；
 - ② 主担当は、通常規模プロジェクトについては 15 日以内、小規模プロジェクトについては 10 日以内にそのレビュー及び最終化を行い、事務局に提出；
 - ③ 事務局は、1 営業日以内に当該 appraisal を CDM 理事会に提出。
- Appraisal のスコープは以下のとおり：
 - ① 当該プロジェクトが有効化要件を満たし、DOE による適切な取扱いがなされているかのチェック；
 - ② 上記①に不備があると考えられる場合にはその理由；
 - ③ 問題となった 이슈の再発を防ぐためのガイダンス/明確化/規定の見直し（revision）の妥当性。
- 原則として物理的な会合等を行わず、メール等のコミュニケーションを通じ審査を進行する；
- 1 年間の運営を目処とした暫定的な体制とし、2006 年末までに見直しを行う；
- メンバー及び専門家に対しては規定料金の支払いを行う、等。

なお、本件の検討にあたり CDM 理事会メンバーより、appraisal の如何に関わらず CDM 理事会メンバーによるレビュー要請が可能であること、「登録チーム」全体としての勧告合意と

³³ 登録申請がなされた各案件について、登録の是非について CDM 理事会が意思決定を行うための判断材料を提供する目的で作成される。

³⁴ Clarifications to facilitate the implementation of the procedures for review as referred to in paragraph 41 of the CDM modalities and procedures, version 02

いった手続きを不要とし、個別案件ごとに完結したタスクとすること等についての確認が行われた。また、より長期の展望としては事務局の人員強化等をふまえ、事務局に「登録チーム」の機能を移管することを含め再検討するとの考え方がこれまでの議論において示された。

5-3. 早期実施プロジェクトの登録申請期限

マラケシュ合意及び COP 9 決定に従い、早期実施プロジェクト³⁵によるクレジットを登録日より遡及して獲得するためには、2005 年 12 月 31 日までに登録申請を行う必要がある。今次理事会会合では、当該登録申請に関する手続き詳細の明確化が行われた。現行規定³⁶では、事務局による登録申請「受理」は、事務局により登録申請料の振り込み確認が行われた上で、書面審査を経ることとされている。そのため、早期実施プロジェクトの登録申請を希望するプロジェクト参加者にとっての時間制約及び事務局の負荷が懸念される。この問題を解決するため、書類提出・受理の手続き期限等について、下記の例外的措置が採択された：

- 登録申請：DOE は、2005 年 12 月 31 日（GMT 24:00）までに、UNFCCC の CDM ウェブサイトに登録申請を掲載；
- 登録料支払い：DOE は、2006 年 1 月 20 日（GMT 24:00）までに、プロジェクト参加者による登録申請料支払い証明を掲載；
- 書面審査：事務局により、先着順にて、登録申請案件の書面審査を実施；
- 最終的な受理：事務局は、2006 年 2 月 15 日（GMT 24:00）までに書面審査に基づく修正及び登録申請料の受領を確認（事務局による書面審査は、2006 年 1 月 14 日までに完了見込み）。
- 上記の期日に間に合わない場合には、クレジットの遡及発行は認められないこととなる。

5-4. DOE による逸脱要請への対応

前回理事会会合にて、承認済み方法論及び/又は PDD からの逸脱（deviation）がある場合には、DOE が CDM 理事会に対し逸脱要請（deviation request）を行い、CDM 理事会のガイダンスに基づき業務を進める旨、明確化が行われた。今次理事会会合では、本件について下記手続きが合意された：

- 提出された逸脱要請について、理事会会合議長及びパネル／ワーキング・グループ議長は、パネル／ワーキング・グループでの検討に付し技術的インプットを作成する必要性を 5 営業日以内に決定する；
- CDM 理事会は、パネル／ワーキング・グループによる検討が行われた場合にはこれ等をふまえ、電子決裁手続きに基づき当該要請への対応を決定し、①逸脱要請の内

³⁵ ①Decision 17/CP.7, 13 マラケシュ合意採択以前に実施されたプロジェクトについて、プロジェクト開始が 2000 年以降であるものについては、期限までに登録申請を行えばクレジットの獲得が可能とされた。②Decision 18/CP.9, 1.(c) マラケシュ合意採択以降に実施されたプロジェクトについても、プロジェクト開始が 2000 年以降であるものについては、期限までに登録申請を行えば早期実施に対応したクレジットの獲得が可能とされた。

³⁶ Procedure for the registration of a proposed CDM project activity (version 2)

容、②逸脱の可否に関する CDM 理事会の決定内容、③理由を、DOE に通知するとともに、公開する。

なお、今次会合では、DOE により提出された逸脱要請のうち、会合開催までに電子決裁による合意が成立しなかった案件につき、検討が行われた³⁷。

6. CDM 登録簿

事務局より、CDM 登録簿に関連して下記の進捗報告がなされた：

- ・ これまでに 3 件の CER 発行が承認されており、CDM 登録簿（Version 1）内保留口座に CER の発行（10 月 20、21 日）がなされた；
- ・ プロジェクト参加者の保有口座への CER 移転は、前回会合で合意された事務運営経費のための納付金（Share of Proceeds）に関する勧告が COP/MOP1 の採択を待ち、当該手続きに従い行われる；
- ・ これまでに、国際取引ログ（ITL）との接続機能を有する CDM 登録簿（Version2）の設置が完了しているが、ITL との接続を含む実動は、ITL の完成・稼働を待つて 2006 年 8 月以降となる；

また、登録簿の機能に関連した理事メンバーからの質問に基づき、プロジェクト参加者の口座開設は、CER の移転要請が行われた時点で行われる旨、説明があった。

7. CDM 理事会の運営計画（CDM-MAP）

COP10 の決定³⁸に従い、CDM 理事会は、CDM の適切な機能を確保するべく、その運営計画（CDM-MAP）を早期に策定することが求められている。前回会合にて合意されたドラフトに、今次会合にてさらに下記の修正が合意された：

- ・ 予算について、より詳細な情報を追加すること；
- ・ CDM 理事会の決定内容の情報普及にあたる人員の強化を行うこと；
- ・ キャパシティ・ビルディングについて、CDM 理事会と DNA との意思疎通の改善等を目指し、DNA フォーラムの開設等を視野に入れた対応を検討すること。

また、“CDM Executive Committee”³⁹の設立につき、次回理事会会合にて検討することを合意した。

8. 外部とのコミュニケーション

外部から寄せられるコメント等の増大を背景に、前回理事会会合にて、外部から提出され

³⁷ <http://cdm.unfccc.int/Projects/Deviations> 参照。

³⁸ Decision 12/CP.10, para.18

³⁹ CDM 理事会議長のコメント（CDM Q&A セッション、11 月 28 日）によれば、CDM 理事会のすべての検討事項を CDM 理事会や電子決裁手続きを経て決定する現行の体制から、意思決定プロセスの迅速化を図るための一つの方策として検討が行われている。検討の早期段階にあり、構成、マンデイト等は明確になっていない。

る文書⁴⁰のうち、CDM 理事会にて検討されるべき案件についての扱い等について手続きが合意された⁴¹。しかしながら、今次会合において、CDM 理事会の時間的制限により、提出文書の検討が行われなかった旨、議長より説明があった。

9. オブザーバーとの意見交換

コメント

- CDM 理事会のパフォーマンスを評価するための指標を導入し、方法論の策定に要した日数等に留意すべき；
- 今次会合にて COP/MOP のガイダンスに付すとの決定が行われた 이슈があったが、COP/MOP にて十分な検討が行われるためには、COP/MOP 開催直前ではなく、より早期に対応が行われる必要がある；
- CDM 登録簿及び CER の移転に関して、手続き及びルール of 明確化が必要であり、網羅的なドキュメンテーションを求める；
- DOE から出される方法論適用の明確化や逸脱要請への対応手続きの整備が行われたことをふまえ、DOE によるコンサルティングを防止するためにも、公開される回答が DOE だけでなくプロジェクト参加者にとっても明解な文面となるよう留意が必要；
- 方法論の策定にあたっては、必要となるデータの入手可能性について予め十分な検討が行われることを求める；
- 今後、早期プロジェクトの登録申請期限までに提出される登録申請案件は 100～150 件ののぼることが予想される。登録の可否に関する最終的な権限は CDM 理事会が有するとの原則をふまえつつ、軽微な問題で、保守性の原則が遵守される限りにおいて、DOE に裁量を与えることを検討すべき。

質疑

- 今次会合で議論された新規方法論 NM0111 は、リフォーマット版が作成されていないが、承認との理解でよいのかとの質問に対し、理事会より、当該方法論の承認がなされた旨確認された。（リフォーマットの段階で議論が分かれ、承認がスムーズに進まないケースがあることを背景に出された質問であると考えられる。）
- 「登録チーム」の設立が合意されたことについて、個別プロジェクトの登録審査にあたり理事会メンバーは、出身国のプロジェクトは担当しない等、利害関係を回避するべきと考えるが、どのような対応がなされるのか、との質問に対し、理事会より、従前の登録審査においても、理事会メンバーは、出身国のプロジェクトの appraisal 担当は回避する仕組みとなっていること、また、「登録チーム」においては CDM 理事会メンバーは直接審査にあたるわけではなく、利害関係は発生しないとの回答があった。
- 非附属書 I 国の口座から、附属書 I 国への CER 移転の可否の明確化が求められたところ

⁴⁰ CDM 理事会からの call for input に基づかない外部からのコミュニケーション（unsolicited communications）は、CDM 理事会会合開催の 2 週間前までに提出されたものについて検討がなされることになっている。期限を過ぎた提出については次々回の CDM 理事会にて検討される。（EB16）

⁴¹ EB21 レポート、ANX27

⁴²、附属書 I 国からの承認レターがあれば可能であるとの回答があった。

- DOE による逸脱要請として、HCFC22 の生産とは別の地点で HFC23 の破壊が行われるプロジェクトについて、こうしたケースに対応するために、プロジェクト参加者に求められるのは既存方法論（AM0001、HFC23 回収・破壊方法論）の改訂であるのか、新規方法論の提出であるのか、について質問がなされた。方法論パネル議長より、当該方法論の改訂をもって対応することは難しいと考えられ、新規方法論の策定が求められるとの見解が示された。ただし、HFC23 の破壊が非附属書 I 国で実施されなければならない旨確認された。

（参考）

表 1：第 22 回 CDM 理事会参加メンバー

理事	理事代理
<i>Mr. John W. Ashe</i> (アンティグア・バブーダ)	Ms. Desna M. Solofa (サモア)
Mr. Jean-Jacques Becker (フランス)	Ms. Gertraud Wollansky (オーストリア)
Mr. Martin Enderlin (スイス)	Mr. Hans Jürgen Stehr (デンマーク)
Ms. Sushma Gera (カナダ)	Mr. Masaharu Fujitomi (日本)
<i>Mr. John Kilani</i> (南アフリカ)	Mr. Ndiaye Cheikh Sylla (セネガル)
Mr. Xuedu Lu (中国)	<i>Mr. Juan Pablo Bonilla</i> (コロンビア)
Mr. José Miguez (ブラジル)	Mr. Clifford Mahlung (ジャマイカ)
Mr. Richard Muyungi (タンザニア)	Mr. Hernan Carlino (アルゼンチン)
Mr. Rajesh Sethi (インド)	Ms. Lianna Bratasida (インドネシア)
Ms. Marina Shvangiradze (グルジア)	Ms. Anastasia Moskalenko (ロシア)

（注）：イタリック体は今次会合は欠席；() 内は出身国を示すが、理事メンバーは国連定義の 5 地域から 5 名、附属書 I 国から 2 名、非附属書 I 国から 2 名、島嶼国から 1 名の代表として就任。

表 2：理事会（EB）、パネル（P）、ワーキング・グループ（WG）の議長・副議長

EB, P, WG	議長	副議長
理事会	Sushma Gera	Xuedu Lu
信任パネル	John Kilani	Marina Shvangiradze
方法論パネル	Jean-Jacques Becker	José Miguez
植林・再植林 WG	Martin Enderlin	José Miguez
SSC-WG	Gertraud Wollansky	Richard Muyungi

お問い合わせ先：report@tky.ieej.or.jp

⁴² EB21 において議長より、非附属書 I 国の CER の移転について、CDM 登録簿からの一回目の移転は CDM ルールの範疇にあり、可能とする発言がなされたが、文書化されていない。